

海員審判所職員定員及任用令中改正ノ

件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

大正十四年三月三十一日

内閣總理大臣子爵加藤高明



内

閣



附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

帝國議會ニ於テ修正ヲ加ヘタル衆議院議員  
選舉法改正法律案

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレ

ムコトヲ請フ

大正十四年四月八日

内閣總理大臣子爵加藤高明

